

消費税関係

公益法人等が補助金等を受けた場合の消費税の取扱い

1 はじめに

公益法人等は、社会福祉法人に代表されるように、きわめて公益性を求められる事業を行っている。主な財源は、会費、補助金、助成金、寄付金などの対価性のない収入としている。本稿では、消費税の課税事業者である公益法人等が、補助金等で課税仕入れ等を行う場合の取扱いを確認する。

2 対価性のない収入の留意点

対価性のない収入のうち、課税仕入れ等の税額の調整計算を必要とする収入を、特定収入という。つまり、対価性のない収入すべてが調整計算を必要としていない。特定収入から除かれる収入は、借入金・出資金・預金、貯金及び預り金などである(消令75)。特に、法令又は交付要綱等により、特定支出のためにのみ使用する収入についても特定収入から除かれるので、要綱等の内容を確認する必要がある(消令75①)。

3 特定収入の例示

特定収入は、租税、補助金、交付金、寄付金、出資に対する配当金、保険金、損害賠償金、資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨金等などがある(消基通16-2-1)。特定収入は、その金額のすべてが課税仕入れ等の支出のみ充てるもの以外に、特定収入のうち一定の金額が課税仕入れ等に充てられるものも含む(消基通16-2-1、16-

2-3)。

4 補助金の用途の特定

補助金等の用途は、法令又は交付要綱等で明らかにされている場合は、それによるものとされている。法令又は交付要綱等により用途が明確に特定されていない補助金等で、その用途が大枠で判断できる場合、その大枠の範囲内で合理的な計算方法によりその用途を細かく特定していく。その場合、補助金等を交付した国等が補助金等の用途を明らかにした文書を確定申告書といっしょに所轄税務署長に提出することになる。

法令又は交付要綱等とは、補助金等の用途を明らかにした文書で、交付要綱、交付決定書、実績報告書、実績報告書などがある(消令75④、消基通16-2-2)。

5 特定収入に該当しない寄付金

特定支出のために使用される寄付金で、以下の要件のすべてを満たすことが、その寄付金の募集文書で確認でき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第3条に規定する行政庁の確認を受けているものは、特定収入に該当しない取り扱いとなる。

- ① 特定の活動に係る特定支出のために使用されこと
- ② 期間を限定して募集されること
- ③ 他の資金と明確に区分して管理されること

6 仕入税額控除の調整が

必要でない場合

簡易課税制度を選択している場合又は特定収入割合が5%以下である場合は、調整計算は必要がない(消法60④、消令75③)。

7 仕入税額控除の調整計算

公益法人等は、全体の収入を消費税法の規定により分類し、対価性のない収入のうち特定収入を確定し、同時に、課税仕入れ等も特定収入で取得したものを所定の計算により確定させる(消法75④)。

8 おわりに

消費税法にける仕入税額控除とは、消費税の課税売上にかかる消費税から課税仕入れにかかる消費税を控除することであり、消費税の課税事業者は、課税売上と課税仕入とで算出した消費税の差額を納税する。このように対価性のない収入により得られる課税仕入れ等は、最終消費の性格もつものと考えられている。対価性のない収入で得た課税仕入れ等に係る税額を、課税売上げに係る消費税の額から控除する仕入税額控除として取扱うことは妥当ではない。そこで、公益法人等では、補助金等など対価性のない収入により得られる課税仕入れ等に係る税額については、調整計算を行い、仕入税額控除の対象から除外することになるので、実務上留意が必要である(消法60③④)。

〔 右山研究グループ
税理士 中川 貞枝 〕